

さあとらす

インタビュー／映画監督

本木 克英

連載

親しもう！
教育と著作権
学校行事と
著作権(1)





「松竹に入社していなければ、絶対に映画監督はしていません。』『男はつらいよ』の山田洋次監督と『ゼロの焦点』『砂の器』の野村芳太郎監督、二人の直々の面接を経て就職。日本映画の伝統を引き継いで、コメディから社会派まで30作以上の映画やテレビドラマの監督をしてこられた、本木克英さんにお話を伺いました。

どんな企画にも、驚きと笑いを

映画監督

本木 克英

■映画の中では旅ができる

——まずは、子供時代のお話から。

富山市郊外の田園地帯で、両親と祖父母、妹と一緒に暮らして育ちました。小学校から高校まで、全て徒歩圏内の学校です。児童野球や空手、柔道、部活ではバスケットボールや登山もやりましたが、いちばん好きなのはマンガを描くことでした。藤子不二雄さんが二人とも富山県出身でしたし、マンガ文化が隆盛な頃でもあったのです。あとは、とにかく受験勉強。「受験戦争」などと言われた時代です。「今は苦しくても、とにかく勉強。選択肢も広がるし、将来も開ける」という先生の言葉を、素直に受け止めて。

——映画も、よくご覧になりましたか。

趣味の一つではありました。最初の記憶は、チャップリンの『モダン・タイムス』です。ブルース・リーやジャッキー・チェンも覚えています。通信販売でヌンチャクを買いました(笑)。母は高校の地理の教師で、子供のための映画・演劇の鑑賞活動にも関わっていた

のですが、忙しくて自分で見に行けないときには「あんた、見に行かれ(行きなさい)」と。それで、ロードショー以外の映画も見ることがありました。

中学生の頃に見て印象的だったのは、『小さな恋のメロディ』や『トリュフォーの思春期』です。イギリスやフランスの小・中学生が描かれていて、国が違っても同じように悩んだり、似たことで喜んだりすることに感動したのかな。映画は、その中で旅ができるところがいいと思いました。

■皆を驚かせた、まさかの就職

——大学では、政治経済を。

本当は文化人類学や哲学を学びたかったのですが、「就職先がないぞ」と言われるような時代で、やむなくです。大学時代はあまり明確な目的もなく、演劇の裏方をやったり中国語を学んだり。三鷹の名画座にも通いました。朝からお弁当を持って行って、特集上映の三本立てを見て映画館を出ると、もう夜。旧ソ連のアンドレイ・タルコフスキーやインドのサタジット・レイといった監督の芸術性の高い映画が、理解はできないながら好きでした。

Profile

本木克英(もとき・かつひで)／映画監督。1963年、富山県生まれ。早稲田大学政治経済学部卒。1987年松竹株式会社に助監督として入社、1998年『てなもんや商社』で監督デビュー。主な作品は『釣りバカ日誌』シリーズ、『超高速！参勤交代』、『空飛ぶタイヤ』、『シャイロックの子供たち』など。最新作は、11月8日公開の『カーリングの神様』。2022年より、日本映画監督協会の理事長を務める。



最新作『カーリングの神様』に注目！
©2024「カーリングの神様」製作委員会

自分はどのような人生を選択すべきなのか、初めて考えたのが大学四年生の夏です。外資系の銀行にいったんは就職が内定したのですが、その研修の帰り道に突然「こんな風に仕事を決めていいのか」「自分が関わって作られた新たなものが、世に求められて、それでご飯を食べるのが仕事というものではないのか」と考えてしまった。そこで改めて大学の就職課に行き、松竹の助監督募集を知ったのです。「若干名」と。面接に呼ばれて行くと山田洋次監督と野村芳太郎監督が目の前にいて、NHKが取材に来ていて。サインをもらいたいくらいでした。

——すごい！

当時の映画業界は完全な斜陽産業。「このままでは映画作りの技術が継承できない」という新聞対談をきっかけに行われた、17年ぶりの「社員助監督」採用だったそうです。それで家族にも友人にも驚かれながら銀行を断り、松竹に就職。会社員として身分を保証されながら、映画監督を目指せると思いました。

「紆余曲折を経て監督デビューへ

そう簡単ではないことは、すぐに知ることになります。日々の仕事に埋没せず、意欲を持ってシナリオや企画書を書き、提出し続けなければならない。9年目にプロデューサー部に異動になったときには、皆が慰めてくれました。ところがプロデューサーになった次の年に、「この企画を成立させられたら、監督してもいいぞ」というチャンスが来るのです。

——「成立させる」というのは？

作品の制作体制を作るということです。説得力のある俳優、脚本、監督を決めて制作費を集め、さらに配給と劇場という、出口まで決める。これが全て揃って、映画会社からOKが出れば「成立」です。そこで渡された企画を根本的に考え直し、主演が決まっていた小林聡美さんに合わせて、『てなもんや商社』という働く女性の手記を基にしたストーリーを提案。恋愛要素のあまりない、コメディ映画がデビュー作となりました。

どんな企画も、その時代を反映しているとか。どんな企画であっても、観客に驚きと笑いを与えたいとか。映画作りに関する自分なりの基本的な方針が、このときに固まりました。

「見てよかった」という充実感を——その後は『釣りバカ日誌』、『ゲゲゲの鬼太郎』、『超高速！参勤交代』など、

主にコメディ映画で活躍されます。次の転機は、実際の事件をテーマとする『空飛ぶタイヤ』(池井戸潤原作)でしょうか。「社会派エンターテインメント」としてヒットしました。

助監督として映画を学ぶ中で、喜劇で人を幸せな気持ちにさせることがいちばん難しく、まずそれができなければと考えるようになったわけですが。入社面接では、「社会派の映画が好きだ」と言ったのを覚えています。いつか、そうしたものが撮りたいと思っていた。「社会派エンターテインメント」とは、深刻な話であっても、やはり「これを見てよかった」という充実感を与えたい、ということになると思います。

——この冊子の読者である先生方や子供に見てほしい、おすすめの映画はありますか。

本当に、たくさんありますが…。僕が小さな頃に見て心動かされたのは、市川崑監督の『おとうと』、吉永小百合さんが主演した浦山桐郎監督の『キューポラのある街』などです。子供を馬鹿にはいけない。大人より敏感です。私が監督した『ゲゲゲの鬼太郎』や『犬と私の10の約束』も、見て頂けると嬉しいです。

——最新作『カーリングの神様』の、見どころをお聞かせください。

テーマは、「がんばれ、ローカル女子」。コロナ禍で思い出が作れず、くすぶる日々を過ごしていたごく普通の女子高校生たちが、カーリング大会出場を目指して元・チームメイトともう一度結束するストーリーです。制約の多い現場で、カーリングの試合やその中で気持ちの変化も含めて、16日間で撮りあげました。これも、恋愛要素のない友情物語です。

親しもう！ 教育と著作権

学校生活に関わる著作権について
弁護士の唐津先生に分かりやすく
解説していただきます。



解説

弁護士・
ニューヨーク州弁護士
唐津 真美

第4回

著作物を自由に使える場合(1) 私的使用のための複製等

許諾を得ずに著作物を利用できる場合を 知ることの重要性

前回まで、著作物と著作権について概説してきました。著作物を複製や公衆送信という方法で利用する場合は著作権者から許諾を得る、というのがルールの基本です。学校教育で取り扱う教材には多くの著作物が含まれているので、不安を覚えた読者もいらっしゃるかもしれません。

しかし、ここで良い知らせがあります。著作権法は、法を原則通りに適用するとかえって著作物の活用や文化の発展に悪影響があると思われるような一定の場合について、著作権者等に許諾を得ることなく著作物を利用できると定めているのです。著作権者の立場から見ると、本来「自分の著作物を勝手に利用するな」といえる権利が一定の範囲で制約を受けることになるために、これらの規定は「権利制限規定」と呼ばれています。著作物を安心して取り扱うためには、「著作物をこのように使うと著作権侵害になる」という知識と同じく、「著作権者の許諾を得ていなくても著作権侵害にはならない場合」について知識を持つことが重要です。

そこで今回から、権利制限規定を取り上げたいと思います。学校教育に関しては著作権法に特別な規定が設けられているのですが、そのような特別な規定を適用するまでもなく、許されている利用態様も多いのです。まずは、そのような広く一般的に適用される権利制限規定をみていきたいと思います。

私的使用のための複製(第30条)

●私的使用とは何か

著作権法は、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること」を目的とするときは、著作権者の許諾を得なくても複製等の方法で利用できると規定しています。このような使用を「私的使用」と呼んでいます。

「私的」という言葉は、辞書を見ると「個人にかかわるさま。公の事ではないさま。プライベート。」(大辞泉)のように書かれている場合が多いようですが、著作権法における「私的使用」は一般的なイメージよりも狭いと思ってください。

「個人的に」とは「1人で」という趣旨です。「家庭内」とは「同一家庭内」との意味で、複数の家庭内での使用は該当しないとされています。「これに準ずる限られた範囲内」とは、家族に準じる程度の親密かつ限定的な関係であることが必要です。子供が少数の友人に見せる目的でアニメキャラクターを描くような場合は私的使用目的といえるでしょう。

「私的使用」に関連して問題になることが多い事例が、たとえば学校の中でも学年の担任チームの打ち合せのために参考資料を3、4部コピーするような、業務遂行における少人数での使用です。ごく限られた範囲で使用する少部数のコピーであれば問題がなさそうですが、一般的に、業務上利用するために著作物を複製する行為は、目的が個人的な使用にあるとはいえず、「家庭内に準ずる限られた範囲内における使用」にあるとはいえないと解釈されています。

●私的使用目的で許される行為

「著作物の複製」というと、文書であれば、コピー機を使ってコピーする行為が思い浮かぶでしょう。著作権法上の「複製」とは、「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製すること」を意味しており(第2条1項15号)、固定されるものや固定方法は問われていません。インターネット上のコンテンツをPCやスマホ等の電子機器にダウンロードする行為も「複製」です。

また、私的使用目的で認められる利用行為は複製に限られません。私的使用目的であれば、著作物の複製行為ができるだけではなく、翻訳・編曲・変形・翻案を

行うことも可能です(第47条の6)。今回のタイトルに「私的使用のための複製等」と書いたのはこのためです。ただし、私的使用目的の権利制限規定は公衆送信(アップロード)には適用されないことに注意してください。たとえば、親が子供にアニメのキャラクターを食材で再現した、いわゆる「キャラ弁」を作る行為は私的使用目的の複製(または翻案)にあたりますが、「よくできたからみんなに見てほしい」と思って、そのキャラ弁の画像を個人のSNSにあげると、これは「公衆送信」なので第30条の適用は受けられません。

また、私的使用目的を理由に著作物の利用が認められるのは、私的使用をする人が自分で複製等をする場合に限られています。私的使用をする者に代わって複製する行為は含まれません。児童が自分で楽しむために、好きなキャラクターのイラストをコピーすることは許されていますが、その児童が先生に「家にコピー機がないから、先生がこれをコピーして」と頼み、先生がコピーすると、先生自身にとっては私的使用目的とはいええないため第30条の適用はない、という解釈になります。先生が「学校のコピー機を使ってもいいよ」と言って、児童自身にコピーをさせるのであれば大丈夫、ということになります(なお、不特定多数の人が使うコピー機による複製については、著作権法に複雑な規定があるのですが、本稿では割愛します)。

●私的使用目的の例外規定

法律の規定では「原則」とともに「例外」を理解する必要があります。第30条は、私的使用目的の複製等に該当する場合でも、一部の場合には適用を受けられないと定めています。本稿で全ての例外には踏み込みませんが、たとえば、市販のCDやDVDのように複製を制限する技術(コピーガード)を施して流通している著作物のコピーガードを回避して行う複製については、回避の事実を知っている場合は第30条の適用範囲から除外されています(第30条1項2号)。

また、平成24年改正法により、CD・DVDとして販売されていたり、有料でインターネット配信されたりしているような音楽作品や映像作品を、その事実を知りながら録音・録画を行って著作権を侵害すると、刑事罰の対象になることになりました(第119条3項)。令和3年1月以降は、全ての著作物にあたる有償のファ

イルの違法ダウンロードが罰則の対象になっています。ストリーミングによる視聴は対象外です。また、ダウンロードの対象が侵害物であることを知りながら行う場合だけが侵害とみなされ、侵害物であることを重大な過失により知らない場合は含まれません。現在では、ブログやSNS等にも違法著作物が多く掲載されていて、一般ユーザーが不注意でダウンロードしてしまう場合も少なくないために、このような規定になっています。また、スクリーンショットもダウンロードにはあたりますが、一般のユーザーに多大な萎縮効果を与えることを避けるために、違法の程度が軽微なダウンロードは刑事罰の対象にならないという文言も入りました。

●目的外使用

複製等を行ったときは私的使用目的で、第30条に基づいて許されていても、その複製物を私的使用目的以外の目的のために頒布したり、その複製物によって著作物を公衆に提示したりした場合には、当初の複製行為自体が複製権侵害だとみなされる可能性があります(第49条1項1号)。たとえば、テレビで放送されたドラマを自分で楽しむために録画するのは私的使用目的の複製にあたりますが、後日、人を集めて録画したドラマを視聴する場合は、複製物の目的外使用に該当しないかを考える必要があります。目的外使用であれば、当初の録画行為自体が複製権侵害だとみなされることになります。視聴にあたってお金を徴収するかどうかは問題にならないので、要注意です。なお、著作物を無償で上演する等の行為については、少し先の回で取り上げる予定です(営利を目的としない上映等)。

次回以降も、「著作物を自由に使える場合」を取り上げていきます。

Profile

弁護士・ニューヨーク州弁護士 (高樹町法律事務所)
唐津 真美(からつ・まみ)

アート、メディア、エンターテインメント業界及びIT業界を主な顧客とし、企業法務全般を取り扱う。特に、著作権・商標等の知的財産権に関する相談、国内・国際契約の作成や交渉、トラブル案件の紛争処理を中心的な業務としている。
執筆、取材対応、企業や学校・教育委員会における講演も多く、小中高の子供たちを対象にした法教育の活動も続けている。

アクティブラーニング型授業の提案

金城学院大学 教授
はせがわ もとひろ
長谷川 元洋

中学校技術・家庭の技術分野では、著作権を含めた知的財産権について扱うこととなっています。しかし、この内容について、「どのように指導すればよいのか分からない」「内容が難しく、教えにくい」「用語を説明するだけになってしまう」という声を聞くことがあります。

そこで、本稿では、生徒が著作権を含む知的財産権について楽しく学べるアクティブラーニング型授業の提案をします。

ここで提案する授業は、簡単に実践でき、かつ、主体的・対話的で深い学びも実現できる授業です。生徒主体の授業とすることで、生徒は能動的に学び、知的財産権を身近なものとして捉え、深く理解することが期待できます。

中学校学習指導要領(平成29年告示)解説の技術・家庭編では、知的財産権を保護する目的や知的財産権が侵害されることの悪影響等について指導することとなっています。

それらについて、作品を製作する活動や調べる活動を通じて学ばせることで、それほど負担をかけずに授業を実践できます。

生徒主体にすることで、内容をきちんと押さえることができるのだろうと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、生徒達が調べたり、気づいたりしたことを、教科書に書かれている内容と結びつけて、まとめることで、しっかりと押さえることができます。



調べる活動を取り入れた授業

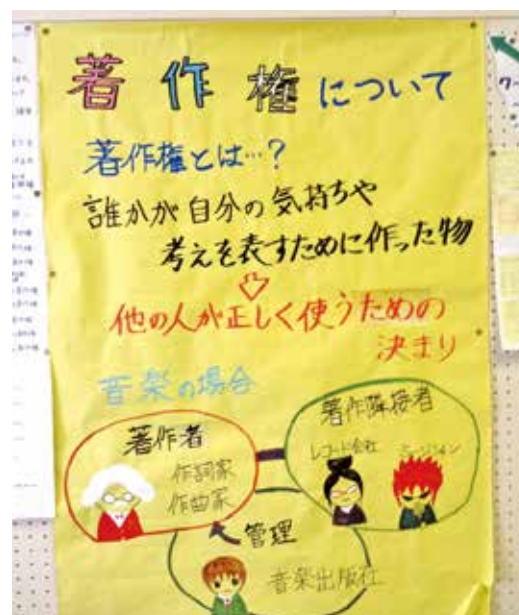
(1) 新聞記事データベース等を活用した授業

新聞記事データベースやインターネット検索により、生徒達が著作権を含む知的財産権に関する記事を使って学習することで、知的財産権に関することが社会的な問題となっていることを知ることができます。また、著作権者の被害額等を現実の数字として知ることによって、知的財産がまさに財産であることを理解

できます。

具体的には、次の手順で授業を進めます。

- 1) 著作権を含む知的財産権が法律で保護されていることを説明する。
- 2) 知的財産権を侵害した事件等に関する新聞記事を検索し、班で取り上げる記事の一つ選ぶように指示する。
- 3) その記事の概要を模造紙やプレゼンテーションソフト等でまとめるとともに、その記事に関連する知的財産権について、教科書やインターネット上の資料等で調べるように指示する。その際、著作者人格権や同一性保持権等の法律用語を自分の言葉で説明できるように、国語辞典やインターネット上の辞典等も活用するよう指示する。
- 4) 班ごとに発表したり、クラウド上で共有したりして、互いの学習成果を学級全体で共有する。
- 5) 教師が、生徒の発表内容のポイントをまとめたり、補足したりする。



著作権について自分達の言葉で考えて表現した例



著作権侵害の事例をまとめている様子(画像の一部を加工)



各班が模造紙にまとめた記事の例

(2) 質問駆動型学習を取り入れた授業

生徒に考えさせたい事例等を使って、生徒自身で質問作りをし、その後、その質問の答えを自分達で調べていきます。生徒自身に問いを立てさせることで、探究的に学習することができます。

質問作り(ダン・ロスタイン、ルース・サンタナ、2015)や質問駆動型学習(Stokhof, H, 2018)の手法を参考に、次のように進めると良いでしょう。著作権を含む知的財産権に関連する情報が含まれた質問作りのための題材(QFOCUS)は、文章、グラフ、写真、動画等、どのような形でもかまいません。なお、QFOCUSは生徒が質問を考えるための題材ですので、肯定文にする必要があります。また、考えさせたい情報が適度に含まれていることも大切です。情報が多すぎず、かつ、少なすぎないQFOCUSを考えてください。例えば、「著作権の保護期間はだんだん長くなっている」のような一文でも結構です。

以下に手順を示します。(1)との違いは、生徒が立てた問いを使って、探究的に学ぶ点です。

- 1) 著作権を含む知的財産権に関連する情報が含まれた質問作りのための題材(QFOCUS)を生徒に提示する。
- 2) 4人から6人の班で、質問作りを行う。
- 3) 出された質問は、書記係の生徒が記録したり、付箋を配付しておき、各自で付箋に書いて、A3用紙等に貼らせたりする。タブレットPC

を活用して、班で質問を共有しても良い。この段階では、「質より量」が大切であることを伝え、できるだけたくさんの質問を考えるように言う。

- 4) 班で話し合っ、大切だと考える質問を三つ選ぶ。その際、大切だと考える理由について話し合い、それを基に選ぶように指示する。
- 5) 選んだ質問について、教科書やインターネット上の資料で調べる。その際、著作者人格権や同一性保持権等の法律用語を自分の言葉で説明できるように、国語辞典やインターネット上の辞典等も活用するよう指示する。
- 6) 班ごとに発表したり、クラウド上で共有したりして、互いの学習成果を学級全体で共有する。
- 7) 教師は、生徒の発表内容のポイントをまとめたり、補足したりする。

いずれも、学習を生徒に委ねる授業方法です。生徒の力を信じて、ぜひ、実践してみてください。

引用文献

ダン・ロスタイン、ルース・サンタナ著、吉田新一郎訳『たった一つを変えるだけークラスも教師も自立する「質問づくり」ー』新評論、2015年

Stokhof, H. (2018). How to guide effective student questioning? Design and evaluation of a principle-based scenario for teacher guidance. [Doctoral Thesis]. Open Universiteit.

学校教育や子どもを取り巻く状況と著作権との関わりについて、毎回テーマを変えて解説します。



岐阜聖徳学園大学
DX推進センター長／教育学部教授

は が たかひろ
芳賀 高洋

残念なことに2択ではありません

「中学校の校内合唱祭の様子を録画して生徒用タブレットの授業支援アプリで保護者に見てもらうのはOKですか？ NGですか？」

私は、ここ数年、初等中等学校の管理職や教職員の著作権研修を頻繁にお引き受けしますが、よくこのように「これOK？ NG？」と尋ねられます。



この画像は筆者が2024年7月7日にChatGPT-4oで生成した「OK? NG?」という問いをイメージしたイラストです(一部修正)。

日々お忙しい先生方が、著作物の利用に関してその善し悪しを気にされること自体、素晴らしいことなので、こうした問いに対して、私はずっと「これはこうでこうで…」と素直にお答えしてきました。

しかし、最近は、意地悪く「著作権者の許諾を取れば利用できますが、先生はどう思われますか？」と問い返すことにしています。なぜか。第一に、著作権の「原則」は「著作権者の許諾が取れたら利用OK、取れないと利用NG」ですが、先生方は許諾を取らずに利用できる場合を「OK」、許諾を取らないと利用できない場合を「NG」と言っているからです。

第二に、「これはOKか、NGか？」を判断する事例は「無数にある」からです。事例Aの答えを得られたとしても、では事例Bは？ 事例Cは？ とキリがありません。○×式の答えを与えられるだけでは思考停止を招き、応用が利かないため、たくさんの先生方が無数の質問を繰り返すことになってしまいます。

第三に、著作権にはOKかNGか白黒はっきりしないグレーケースが多いからです。弁護士でも、「裁判で争ってみないとわからない」こともあるくらいです。

第四に、営利/非営利目的の場合は〇〇といった複雑な条件がある場合が多いからです。インターネットで誰でもダウンロードできる「フリー素材」であったとしても、条件次第で有料となる場合もあります。

第五に、生成AIの著作権問題のように、テクノロジーや価値観が日々更新される社会では、「昨日までの専門家が今日は素人」という状況が生まれるからです。

著作権法は時代に応じて改正されます。学校の著作物利用の「特例」を規定する著作権法第35条は2018年5月に「教育の情報化と質的な向上」を目的に改正されました。この改正で、学校の授業目的でネットワークを使って著作物をダウンロードしたり配信したりする場合も無許諾で「OK」ととなりました。学校での著作物利用を促進するために「単純化」したわけです。

ところが、ふたを開けてみれば、そう単純ではありませんでした。もちろん、法改正前よりずいぶんわかりやすくなった部分も多々ありますが、言い方は悪いですが「寝た子を起こした」部分もあります。

せっかく法改正したのに、「著作権は複雑でよくわからないし、面倒くさい」と、教育現場で著作物の利用に対して消極的になってしまっただけでは、本末転倒です。

先生方、児童生徒、保護者が臨機応変に著作権に向き合えるように著作権の「原則」を理解していただきたい、また、著作物利用の当事者として著作権にどう向き合うかを考えておいていただきたいと思います。そして、学校での著作物利用にあたっては、著作権(法)の理念——著作権者に敬意を払い、著作権を尊重し、著作物の「公正な利用」によって、文化の発展に資する——を忘れないでほしいと思います。

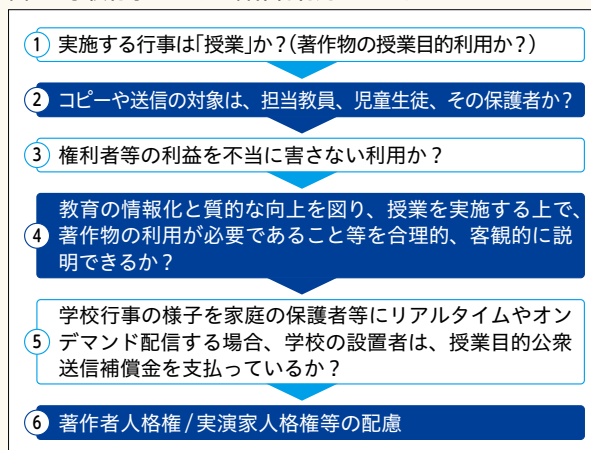
著作権法第35条と学校行事

単純ではない著作権法第35条の基本的な考え方を理解していただくために、図1に「学校行事における著作物利用のチェックポイント」を整理しました。

なお、著作権者の代表らと教育関係者の代表らが共通理解を図る「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」が、学校の著作物利用に関する具体的な申し合わせ事項や共通認識を『改正著作権法第35条運用指針』(以降、運用指針)、『初等中等教育における特別活動に関する追補版』(以降、追補版)として整理し、公表しています(<https://sartras.or.jp/unyoshishin/>)。

特に「追補版」では初等中等の学校行事(特別活動)における著作物の利用に関して詳しく解説していますので、ぜひお読みください。

図1 学校行事における著作物利用のチェックポイント



1 学校行事は「授業」か?

入学式、修学旅行、合唱祭、運動会などの学校行事は、学習指導要領が定める「特別活動」であることから、著作権法第35条の定める「授業」として認めることを申し合わせています。

(詳細) 運用指針 p.7 ④、追補版 p.1 冒頭

2 著作物を利用するのは誰か?

学校行事で利用する著作物をコピー配付したり、ネット配信したりする対象は、学校行事の担当教員と児童生徒に限られます。ただし、保護者(参観)に対する著作物の配付/配信は「必要と認められる限度内」として申し合わせています。

(詳細) 運用指針 p.12末尾、追補版 p.2 (6)

3 権利者等の利益を不当に害さない利用か?

著作物の種類・用途・部数・受信数・態様から見て著作者等の利益を不当に害さないかを確認します。部分的な利用が求められる出版物や映像の全部または多くの部分を配付/配信しないか、学校関係者以外に著作物を配付/配信しないか、音楽・写真・音声・映像等を必要と認められる期間を超えてオンデマンド配信しないか、映像等をいつでも視聴できるようにサーバ・ストレージ等に保存しないかなどを確認しましょう。

(詳細) 運用指針 p.12~14、追補版 p.5 ②

4 学校行事に著作物利用が必要であることを合理的/客観的に説明できるか?

校長をはじめ教職員や学校行事の協力者が、教育基本法、学校教育法、学習指導要領等を踏まえた学校の

教育目標を達成するために実施する学校行事の活動上、著作物の利用が必要であること、学校行事の映像等を保護者や協力者にネット配信する必要があること等を合理的、客観的に説明できなければなりません。

(詳細) 運用指針 p.8、追補版 p.4 ①

5 授業目的公衆送信に該当するか?

学校行事を保護者にリアルタイムで配信したり、必要と認められる特定の期間にオンデマンド配信したりする場合、学校の設置者(自治体や学校法人)は、授業目的公衆送信補償金を支払わなければなりません。なお、教員や保護者が支払う必要はありません。

(詳細) 運用指針 p.22~23、追補版 p.1

6 著作者人格権/実演家人格権等の配慮

授業(学習)を目的とした利用か否かにかかわらず、著作者の人格的利益を損なう可能性がある行為は控え、必要に応じて著作者の同意を得る配慮が必要です。

著作者の意向に沿って、利用した作品の著作者名、実演家名を表示/非表示することが求められます(氏名表示権)。また、作品の大幅な改変、イラスト・絵画・写真等の部分改変やトリミングをしない(同一性保持権)、未公表作品の複製/上演/演奏をしない(公表権)、作者や作品の名誉声望を害さない(名誉声望保持権)など、作者の創作意図に反したり、作品等の見せ方(演出方法)によって作品本来の趣旨やイメージを著しく変えたりする利用は控えましょう。

(詳細) 運用指針 p.10末尾、追補版 p.6 補足2

補足 その他の配慮/リテラシー

- 学校行事で利用した著作物の名称、著作者、出所を記録/明示する(追補版 p.4 説明の例)。
- 著作権だけでなく、児童生徒の肖像権やプライバシー、企業等の商標権の取り扱いについても配慮する(追補版 p.3)。
- 児童生徒の作品を利用する場合、児童生徒とその保護者の許諾を取る。
- 保護者に学校行事をネット配信する場合、保護者には私的複製目的の範囲を超えた利用、例えば、配信映像の保存や他人への転送、画面キャプチャー、SNS等への転載などは行わないように周知し、著作権の保護に対する理解と協力、同意書へのサイン等を求める(追補版 p.4)。
- フリー素材等を利用する場合、「〇〇の場合は有償」といったライセンスが利用規約に示されていることがあるため、利用規約を必ず確認してから利用する。

以上、学校行事と著作権に関する基本的な考え方(判断ポイント、原則)を解説しました。次回(第2回)は「運動会や合唱祭の保護者向けネット配信」など、具体例をあげて詳しく解説したいと思います。

(イラスト: 鈴木 智子)



著作権お悩み相談室

このコーナーでは、SARTRASにお寄せいただいた質問から、お問い合わせが多いものや重要と思われるものを取り上げて、SARTRAS 著作権アドバイザーが解説をします。



Q.1

調べ学習では、生徒が自分の考えをレポートにまとめますが、新聞記事や自治体のパンフレット、ホームページ中の図や写真、文章の一部を切り取って使用しています。それを先生や生徒が持つ端末で共有したいのですが、この補償金制度の範囲内として可能でしょうか？

A

著作権法ではこの補償金制度で公衆送信が行える者は「教育を担任する者及び授業を受ける者」とされています。そのため、先生だけでなくご質問のような形で授業を受ける生徒も授業に必要な限度で公衆送信(配信等)することが可能です。

ただし、当該授業を受けない友達等と共有することはできませんので注意してください。また、授業の過程でなければなりませんので、授業を担当する先生の指導管理の下で行うようにしてください。その他、運用指針に沿った利用をお願いします。

Q.2

県レベルでオンラインの公開授業研究会があります。参加者は学校の教職員です。そこでは①通常の授業の様子をそのまま配信する、②授業方法の研究発表を行う、ことが考えられています。①では授業で使用している教科書や教材の内容が映ります。②では発表資料の中に教科書や教材の一部を使用します。この補償金制度の範囲内として可能でしょうか。

A

ポイントは研究会の実施主体が「教育機関」であり研究会が「授業」にあたるかどうかです。

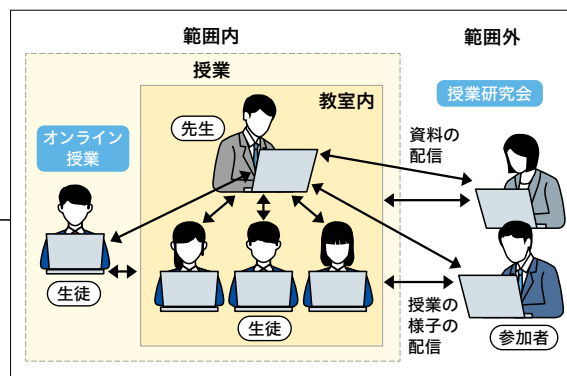
運用指針では、教育機関とは基本的には「学校教育法その他根拠法令に基づいて設置された」「組織的、継続的に教育活動を営む非営利の教育機関」とされています(運用指針p.6)が、教育研究会等の団体は基本的にはこれには当てはまらないと考えられます。また、内容も「授業」ではなく「研究会」です。そのため、そのような団体が主体となって実施する授業研究会は、基本的にはこの制度の範囲外であり(図1)、①②とも教科書や教材の公衆送信が行われる場合には各権利者の許諾が必要となります。

ただし著作権法上の「引用」に該当する場合は、この補償金制度とは別の規定により著作権者の許諾および補償金はどちらも不要で配信が可能です。引用

には「公正な慣行に合致する」等いくつかの要件がありますので、詳しくは文化庁作成「学校における教育活動と著作権」p.7、「著作権テキスト」p.72をご参照ください(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/>)。

なお、県や市町村の教育センター等が主体となって実施する教員研修の場合は、基本的にはこの補償金制度の範囲内となります(運用指針p.7)。この場合、教育センターを教育機関とした補償金のお支払い手続きが必要となります。

図1



※運用指針はこちらから
<https://sartras.or.jp/unyoshishin/>





生成AIと著作権の今

▶ 海外での訴訟から見てくるもの

生成AIは私たちの生活を便利にする一方で、著作権に関する新たな問題を引き起こしています。この原稿を執筆している2024年7月末時点で、日本ではまだ生成AIに関する著作権訴訟は起きていませんが、今回は海外で起きている生成AIに関する著作権訴訟についてお話ししましょう。

▶ AIのための機械学習における著作物の利用

アメリカでは、すでに多数の裁判が起きています。イラスト・写真の分野でいうと、たとえば、2023年1月に3人のアーティストがAI企業のStability AIなどを訴えました。原告らは「私たちの作品が許可なくAIの学習に使われた」と主張しています。同じ頃、Getty Imagesという世界的に大きな写真画像代理店も、同様の理由でStability AIを訴えました。

また、記事・文章に関しては2023年12月、アメリカの大手新聞社The New York TimesがAI企業のOpenAIとMicrosoftを訴えました。「私たちの記事を許可なくAIの学習と生成に利用している」というのが理由です。

音楽の分野でも大きな訴訟が起こっています。2024年6月、Universal Music Groupなどの大手レコード会社が、AI音楽生成企業のSunoらを訴えたのです。レコード会社側は、Sunoらが大量の著作権保護されたレコードを無断でAIの学習に使用しており、元の作品そっくりの楽曲が生成されていると主張しています。

AIは膨大な量のデータを学習しますが、その中には著作権のある作品もたくさん含まれています。これらの作品を許可なく使っていいのか、それとも権利者の許諾が必要なのか、という問題は簡単

▶ AIが生成した作品の著作物性

AIが生成した作品の著作物性が問題となった裁判もあります。アメリカでは、あるAI開発者が、生成AIによる「A Recent Entrance to Paradise」(事例1)と題する画像作品について、AIの所有者である自らが著作物であると主張しました。2023年8月の裁判所の判決では、創作に人間が関与していないという理由から、作品の著作物性は認められませんでした(出典：Thaler v. Perlmutter (2023), 2023 WL 5333236)。

他方で、北京インターネット裁判所は2023年11月、AI生成画像の著作物性を認める興味深い判決を下しました。裁判所は、原告によるAIへの指示や画像生成後の修正過程を評価して、問題となった画像(事例2)は著作物といえると判断したのです(出典：(2023)京0491民初11279号判決)。

日本では、文化庁の文化審議会著作権分科会「AIと著作権に関する考え方について」(2024年3月)において、AIが生成した作品の著作物性の有無は、「創作的寄与があるといえるものがどの程度積み重なっているかを総合的に考慮」して判断されると理解されています。機械学習における著作物の利用、AIが生成した作品の著作物性、AIサービス提供者の責任など、従来の著作権の考え方では対応しきれない問題が次々と浮上しているのです。

事例：AI生成物の著作物性が裁判所で争われた画像



事例1 アメリカ(著作物性を否定)



事例2 中国(著作物性を認定)

(タイトル写真：ゲッティイメージズ)

SARTRAS 会員 6協議会の紹介(3) 映像等教育著作権協議会

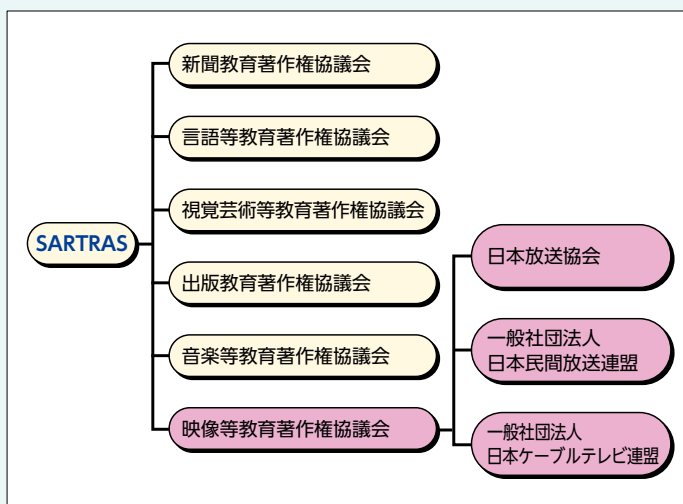


SARTRAS 会員6協議会について
6回にわたってご紹介します。

第3回目となる今号では、放送番組をはじめとする映像の著作物の権利者団体で構成される映像等教育著作権協議会をご紹介します。

この協議会には、日本放送協会(NHK)、一般社団法人日本民間放送連盟および一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟の3団体が所属しています。

放送番組は教育現場でも大変なじみの深い著作物ですので、ぜひこの3団体について理解を深めていただければ幸いです。



日本放送協会 ふたや ゆうしん 二谷 裕真(知財センター長)

○公共放送から公共メディアへ

日本放送協会(NHK)は、公共の福祉のために国内放送及び国際放送等を行うことを目的とし、果たすべき公共的価値の実現に全力を尽くしています。インターネットの普及により、放送だけでなくネット配信も重要な役割を担うようになった昨今では、その目的は“番組を放送する”から、“コンテンツを発信する”という概念に移り変わっています。時代とともにテクノロジーが進化しても、受信料で支えられている

NHKは、公共メディアとして、視聴者・国民のみなさまに必要なことを必要なタイミングで発信していきます。

○すべての人の学びを支援

1953年にNHKでテレビ放送がスタートした6年後の1959年、テレビ独自の教育的効果を上げようと、「教育テレビ」が誕生しました。以来、学校放送だけでなく、一般向けの教養番組や技能教育、職業教育等にも力を入れています。すでにインターネットを活用した授業





で広くご利用いただいている「NHK for School」には、およそ1万本の番組や動画クリップ、その他にも授業プランやワークシート、それらの活用事例を集めた実践データベースなどを掲載しています。

また、「NHKラーニング」には、子どもから大人まで幅広い世代が利用できるまなびのコンテンツが充実しています。その中の「NHKアカデミア」は、生命科学者の山中伸弥さんや演出振付家のMIKIKOさんなど、多くの各界トップランナーたちの貴重なオンライン講座です。将来への夢を描く生徒・学生のみなさんにとっても、大変有意義なコンテンツだと思います。

こうしたコンテンツには、たくさんの権利が含まれています。出演者の許諾のほか、文芸作品、脚本、音楽、写真、絵画などの多種多様な著作物について、それぞれ権利者のみなさんに許諾をいただき、放送・配

信をしています。ですからコンテンツ自体はNHKの著作物でも、NHKの意思や判断だけでは、放送、配信、二次利用をすることはできません。NHKは権利を保有する側であり、使用する側でもありますので、両方の立場から権利を尊重し、できるだけ多くのコンテンツを利用しやすい形でみなさんにお使いいただけるよう努力を続けます。

○グローバルな日本の未来を担う子どもたちへ

NHK経営計画2024－2026年度では、公共的価値実現のために、【コンテンツ戦略6つの柱】を掲げています。その一つが「世界で輝く 良質な教育・幼児子どもコンテンツ」です。これまで以上に教育のためのコンテンツを充実させ、放送や配信、イベントなどあらゆる方法で社会に貢献し、次世代が世界で活躍する日本の未来を支援していきます。

一般社団法人日本民間放送連盟

前田 優子 (番組・著作権部副部長)

○日本民間放送連盟について

日本民間放送連盟(民放連)は、「放送倫理水準の向上をはかり、放送事業を通じて公共の福祉を増進し、その進歩発展を期するとともに、会員共通の問題を処理し、あわせて相互の親ばくと融和をはかること」を目的とする一般社団法人です。

会員は、基幹放送^{*}を行う全国の民間放送事業者207社(正会員204社・準会員3社)で構成されています(2024年3月現在)。

著作権関連業務としては、主に放送番組の制作や流通に関わる著作権等管理事業者と、利用者団体として協議を行ったり、著作権法等に関して放送局の意見が反映される取り組みに努めています。

※基幹放送とは、無線放送用に割り当てられた周波数を使う放送のことで、地上基幹放送(AM、FM、短波、テレビ)、衛星基幹放送(BS、東経110度CS)などがあります。

○放送番組と著作権

放送番組は、その番組を作ったテレビ局や制作会社が「著作権」をもっています。さらに、表のとおり、その番組の中には、さまざまな著作物等が含まれており、

表 放送番組に含まれる権利対象物など

番組に含まれる著作物等		権利者
小説、随筆、論文、詩歌、講演など		原作者など
放送脚本(台本)		脚本家
音楽	既成音楽(楽曲)	作詞家、作曲家、編曲家、訳詞家
	レコード(音源)	実演家・レコード製作者
実演		俳優、舞蹈家、演奏家、歌手など
絵画、写真、彫刻、漫画、地図、デザイン、模型など		画家、写真家など
映画、映像素材		映画製作者 原作者、脚本家、作詞・作曲家など

それぞれに「著作権(著作者人格権を含む)」「著作隣接権(実演家人格権を含む)」などがあります。そのため、放送番組を利用する場合は、放送局だけではなく、関係する権利者の許諾を得ることが必要になります。また、著作者等自身が権利を有している場合と著作者等から権利を譲り受けた者が権利を有している場合があ

ります(著作権法第35条が適用される場合は、これらの権利者の許諾は不要です)。

○放送番組の違法配信撲滅キャンペーン

民放連では、2014年度から「放送番組の違法配信撲滅キャンペーン」を展開しています。放送番組をSNS等に許諾なくアップロードし、公開することが違法であり、しかも重い刑罰(個人の場合、10年以下の懲役または1000万円以下の罰金(またはその両方))があることなどを周知するため、アニメCM『違法だよ! あげるくん』を放送・配信しています。

教育現場で放送番組を利用したいとき、インターネット上には、違法にアップロードされた放送番組が存在している場合もありますが、こうした侵害コンテンツを利用しないようご注意ください。侵害コンテンツを閲覧したり、利用したりすることが、違法アップロード行為を助長することにつなが

る可能性があります。

本キャンペーンのオフィシャルサイトには、アニメCMや、法制度の説明などを掲載していますので、ぜひご覧ください。



「放送番組の違法配信撲滅キャンペーン」
ウェブサイト
<https://www.j-ba.or.jp/ihoubokumetsu/>



一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

よしだ かずさ 吉田 一将(放送制度部 部長)

○日本ケーブルテレビ連盟とは

日本ケーブルテレビ連盟(JCTA)は、日本のケーブルテレビ事業者341社(2024年7月1日現在)で構成される一般社団法人です。

JCTAは、ケーブルテレビ事業の健全な発達、会員相互の連絡および親睦、著作権関係など事業者共通の利害に関する問題の解決、意見調整などを行うことを目的として、1974年に任意団体として設立され、1980年に社団法人となりました。

時代とともに都市部における情報格差の解消、多チャンネル放送、双方向機能を持つ先進的なケーブルテレビへとその役割を大きく変化させてきたことから、1995年に日本CATV連盟から日本ケーブルテレビ連盟に改称し、現在に至っています。

○JCTAの活動

JCTAは、ケーブルテレビ事業の健全な発達のために、事業者共通の課題への対処、地上デジタル放送の普及、デジタル化・高度化の推進など、多岐にわたる活動を行ってきました。また、地域住民のより豊かな暮らし

に貢献するため、地域情報・サービスの充実にも取り組んでいます。

主な活動内容としては、総務省、NHK、民放連など関係機関と連携し、ケーブルテレビ事業の推進のための取り組みの実施。会員事業者への活動のサポートとして経営・技術・営業に関する情報提供、研修会の実施、技術開発の支援の実施。地域社会への貢献として地域情報の発信、地域イベントの開催などを行っています。

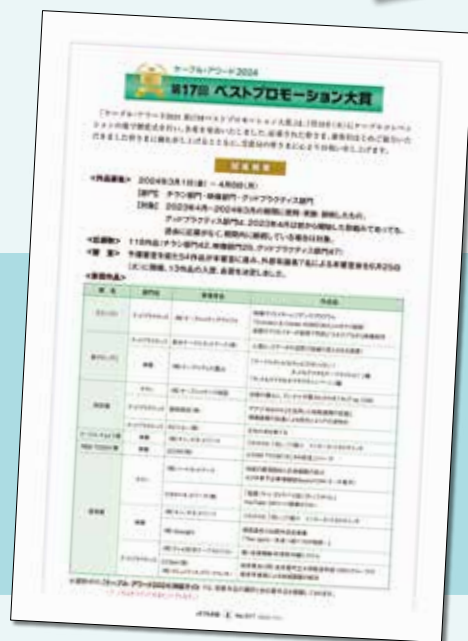
また、放送で利用する著作物の権利処理においては、JCTAが会員を代表し包括契約を締結し、加盟各社が著作権法を遵守できるような取り組みも行っています。

○地域情報発信のためのコミュニティチャンネル

ケーブルテレビの大きな特徴の一つに、地域密着型の情報発信である「コミュニティチャンネル」があります。コミュニティチャンネルでは、各地の加盟事業者が地域のニュース、イベント情報など、独自の番組を制作し放送しています。近年、コミュニティチャンネルでは、社会問題を題材にしたドキュメンタリー番組



や4K番組の制作など、質の高いコンテンツの制作に取り組んでいます。また、優秀な作品を番組アワードで表彰することで、制作意欲の向上を図っています。



SARTRAS Information

SARTRASは共通目的事業として下記の事業を実施しています。ぜひご活用ください。

●リクエストセミナー「学ぼう！使おう！学校での著作権活用セミナー」のご案内

(委託先：公益社団法人著作権情報センター)

教育機関の設置者および教育機関からリクエストを受けて開催するセミナーです。実施形式および内容についてご希望を伺ったうえで企画・実施いたします。2023年度は22件、今年度は現時点で30件(8月末現在)の申し込みをいただいております。著作権の学びの場としてぜひご活用ください。

【対象者】

- ①初等中等教育段階の教育機関の教職員
- ②初等中等教育段階の児童・生徒
- ③教育機関の設置者(教育委員会、学校法人等)の職員

【セミナーの実施形式】

オンライン形式または会場実施(対面方式)

※児童・生徒向けについては、ワークショップ型で開催することも可能です。

【セミナーの内容について】

主な内容は、教職員向けには「著作権制度の概要」や「児童・生徒に対する著作権教育」、児童・生徒向けには「著作権制度の概要」となります(児童・生徒向けの場合は、発達段階に応じて内容を変更いたします)。

その他、著作権に関する特定のトピックを取り扱うことも可能です。ご希望に応じて調整をいたしますので、ご相談ください。

【実施時間について】

ご相談に応じて決定いたします。目安時間としては、教職員向けの「著作権制度の概要」は90～120分、「児童・生徒に対する著作権教育」は60分、児童・生徒向けの「著作権制度の概要」は1校時(45～50分)となります。

【講師について】

著作権に精通している弁護士、大学教員、現職・元職の初等中等教育教員が担当いたします。

「本セミナーの詳細およびお申込み方法」については下記よりご確認ください。

<https://www.cric.or.jp/education/school-seminar.html>



- 著作権教育の実践例や本誌の活用事例等を募集しています
各教科の授業や特別活動、総合的な学習の時間等での著作権教育に関する取り組み、また、本誌を教員研修等に活用されている事例などがありましたら下記の専用連絡フォームよりお知らせください。ご連絡いただいた事例につきましては、詳細を確認させていただいた後に、本誌へ掲載させていただく場合があります。

●本誌へのご感想、ご意見をお待ちしています

本誌の内容をより充実させていけるよう、皆様のご感想、ご意見をお聞かせください。特に役立ったこと、さらに知りたい点、難しく感じた点などを寄せいただきますようお願いいたします。また、著作権や著作権隣接権に関する疑問や質問がございましたら、お知らせください。今後の誌面づくりの参考とさせていただきます。

ご感想、ご意見は下記の『さあとらす』専用連絡フォームよりお送りください。

・本誌の追加送付希望について

ご希望数とその理由をお知らせください。無料でお送りいたします。バックナンバーもごさいます。

※数に限りがございますので、ご希望に沿えない場合はご容赦ください。

●『さあとらす』PDF版および専用連絡フォーム

<https://sartras.or.jp/chosakukenjohoshi/>





本誌は SARTRAS 共通目的事業・
自主事業として制作・発行しています。

CONTENTS

- p.2 Creator's Message 本木 克英
- p.4 親しもう！ 教育と著作権
第4回 著作物を自由に使える場合(1) 唐津 真美
- p.6 著作権授業へのチャレンジ！
アクティブラーニング型授業の提案 長谷川 元洋
- p.8 学校行事と著作権(1) 芳賀 高洋
- p.10 著作権お悩み相談室
- p.11 生成AIと著作権の今 今村 哲也
- p.12 SARTRAS 会員6協議会の紹介(3)
映像等教育著作権協議会
- p.15 SARTRAS Information



インタビューは日本映画監督協会のオフィスで行われた。
日本映画監督協会は1936(昭和11)年3月1日に発会。
この絵馬には、発起人の自筆の署名が刻まれている。
(写真：日本映画監督協会提供)

編集後記

今号では、SARTRASに寄せられる質問の中でも特に多い「学校行事と著作権」を取り上げました。学校行事は、保護者の方も参加される場合、会場のみで行う場合、オンライン配信をする場合…といったさまざまなケースがあり、皆様の疑問も多いことと思います。「どのような使い方であれば問題がないのか」を考えるときには、その結論を覚えるだけでなく、著作権そのものの「理念」についてもぜひ着目していただきたいと思います。それにより、遠回りのようですが、著作権の考え方が少しずつ理解できるようになり、新たな疑問が出てきたときに答えを出せるようになると嬉しいです。今後も、教育現場における著作権に関する疑問が少しでも解決されるよう内容を充実させてまいりますので、多くの皆様からのご感想、ご意見をお待ちしております。(1)

～学ぶ・使う・活かす～

教育現場のための著作権情報誌

さあとらす vol.4

2024年11月1日第1刷発行

発行：一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)

URL：<https://sartras.or.jp>

編集/制作協力：東京書籍株式会社/あすとろ出版株式会社

デザイン：宮田 泰之

Copyright©2024 SARTRAS All rights reserved.

コード番号 92794

本誌の無断複製は著作権法の例外を除き禁じられています。